

平成 30 年度主な新規・拡充事業の 進捗状況について

栗東市商工観光労政課

平成30年度栗東市小規模事業者持続化補助金の進捗状況について

1. 背景と目的

国の小規模事業者持続化補助金制度を活用して地道な販路開拓等の取り組みを行う市内小規模事業者に対して、市による上乘せ補助を行い、小規模事業者の経営活動を後押しし、地域の活性化を図るために実施します。また、平成29年度に実施された「市民と事業者の意見交換会」での、事業者の積極的な情報発信への取り組みに対しての意見を踏まえ、既存制度を活用した中で、栗東市の上乗せ補助率を一部1/2から2/3へ引き上げるもの。

2. 内容

国の補助制度である小規模事業者持続化補助金制度を活用し、市による上乘せ補助を行う。

3. 補助対象者

市内に事業所を有する小規模事業者であって、全国商工会連合会及び日本商工会議所が定める小規模事業者持続化補助金交付要綱に基づく、「小規模事業者持続化補助金」の採択を受けた事業を実施する者

4. 補助額（平成30年度）

補助対象	国補助金	栗東市 上乘せ補助金		
		経費区分	基準限度額	合計基準限度額
販路開拓等	補助率 2/3 以内 (上限額 50 万円)	広報費	補助率 2/3 以内 (上限額 16.5 万円)	左記基準限度額を 合算する場合 (上限額 16.5 万円)
		広報費以外	補助率 1/2 以内 (上限額 12.5 万円)	
	下欄のいずれかの取り組みを行う場合は (上限額 100 万円) ①従業員の賃金を引き上げる取り組み ②買物弱者対策に取り組む事業 ③海外展開に取り組む事業	広報費	補助率 2/3 以内 (上限額 33 万円)	左記基準限度額を 合算する場合 (上限額 33 万円)
		広報費以外	補助率 1/2 以内 (上限額 25 万円)	

○広報費はパンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広告媒体等を活用するために支払われる経費である。

【対象となる経費例】

ウェブサイト作成や更新、チラシ・DM・カタログの外注や発送、新聞・雑誌・インターネット広告、看板作成・設置、試供品、販促品（例：商品・サービスの宣伝広告が掲載されたポケットティッシュ等）

○広報費以外の補助対象経費は、機会装置等費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、委託費、外注費がある。

■予算

5,000千円

5. 実績・進捗状況

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度(2月末)
交付件数	23件	31件	<u>14件(国採択件数21件)</u>
広報費のみ(経費)	14件	20件	<u>8件</u>

6. 新年度の当初予算等の状況

3,185千円(交付予定数 21件)

生産性向上特別措置法に基づく 先端設備等導入計画の認定状況について

1. 目的・特例措置概要

栗東市では、市内中小企業者の労働生産性の向上を図ることを目的として、国の生産性向上特別措置法に基づき「導入促進基本計画」を策定しました。この計画に基づき、中小企業者が「先端設備等導入計画」を作成し市から認定を受けると、次のような特例措置を受けることができます。

- (1) 平成33年3月31日までの間に先端設備等を取得した場合、当該設備にかかる固定資産税（償却資産）が3年間ゼロになる固定資産税の特例措置が受けられます。
- (2) 別枠融資など信用保証機関による必要な資金繰りの支援が受けられます。
- (3) 国によるものづくり補助金等の審査時の加点対象となり、補助金の優先採択が受けられます。

2. 導入促進基本計画の概要

- (1) 計画期間：平成30年7月2日（国同意日）から3年間
- (2) 対象先端設備等：労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で定める先端設備等のすべて（機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア。中古資産を含む。）。また、同項第2項で定める、一定の期間内に販売されている、生産性の指標が年平均1%以上向上している設備。
- (3) 対象地域・業種：市内全域、全産業
- (4) 対象事業：労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれるすべての事業

3. 先端設備等導入計画の認定状況等

- (1) 計画対象：中小企業等経営強化法第2条第1項に定められている中小企業者

【業種分類（資本金の額または出資の総額／常時使用する従業員の数）】

- ・製造業その他（3億円以下／300人以下）
- ・卸売業（1億円以下／100人以下）
- ・小売業（5千万円以下／50人以下）
- ・サービス業（5千万円以下／100人以下）

〈政令指定業種〉

- ・ゴム製品製造業（※）（3億円以下／900人以下）
- ・ソフトウェア業または情報処理サービス業（3億円以下／300人以下）
- ・旅館業（5千万円以下／200人以下）

※自動車または航空機用タイヤ、チューブ製造業、工業用ベルト製造業は除く。

- (2) 計画期間：3年間、4年間または5年間 ※目標達成が可能な期間
- (3) 計画目標：労働生産性が年平均3%以上向上するように設定

(4) 認定状況：

認定年月	H30. 7～11	H30. 12	H31. 1～2	期間合計
認定件数（新規）	11件	4件	0件	15件
（変更）	1件	0件	1件	2件
設備台数	18台	5台	8台	31台
設備金額	227,636千円	150,469千円	10,090千円	388,195千円

※固定資産税の特例措置対象は、地方税法に基づくため対象等が一部異なる。

栗東市空き店舗等活用促進事業補助金制度の進捗状況について

1. 目的

栗東市内の駅周辺（栗東駅、手原駅）の賑わい創出と地域経済活性化に向けて、指定区域内における空き店舗等の減少及び商環境の向上を図るため、予算の範囲内で空き店舗等を活用する新規出店者と当該空き店舗等の所有者に必要な経費の一部を補助する。

2. 対象となる主な業種

小売業、飲食業、サービス業、その他市長が認めた事業

3. 補助内容

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
店舗改装費（内装工事・外装工事・給排水設備工事・電気工事・空調設備工事・附帯設備の設置など） ※設計費や備品費は対象外	指定区域内における新規出店者	10分の2以内	20万円
	指定区域内における新規出店者で栗東市創業支援事業計画に基づく特定創業支援等事業の修了者	10分の3以内	30万円
店舗（来店者用駐車場を含む。）賃借料（保証金・敷金・礼金等の預託金、仲介手数料等を除く）	指定区域内における新規出店者	10分の2以内	月額5万円 最長12カ月
	指定区域内における新規出店者で栗東市創業支援事業計画に基づく特定創業支援等事業の修了者	10分の3以内	月額8万円 最長12カ月
店舗修繕費（当該店舗の賃貸に当たり必要と認められる屋根工事、外壁工事、給排水設備工事（床下・建物以外の設備）、電気工事（電線から配電盤までの設備）、空調設備工事費等に係る費用） ※設計費や備品費は対象外	指定区域内において新規出店者が入店する店舗の所有者	10分の2以内	20万円

※改装費、修繕費については、市内に事業所を有する者に請け負わせることが対象となります。

4. 進捗状況

【一次公募】

受付期間 平成30年8月6日（月）から9月7日（金）まで
申請件数 0件
周知方法 市ホームページ、市Facebook、チラシ（2,000部：栗東市商工会会員、金融機関、平成28年度空きテナント実態調査協力不動産事業者など）

【2次公募】

受付期間 平成30年12月3日（月）から予算がなくなり次第終了
申請件数 2件 新規出店者（小売業）
周知方法 市ホームページ、市Facebook、チラシ（約2,600部：一次公募の配布先に加え、市内税理士事務所、りっとう創業塾受講者、滋賀県宅建協会、近隣市内外の事業用賃貸物件を取り扱っている不動産事業者など）

5. 新年度の当初予算等の状況

6,780千円（H31交付予定者 5件、H30交付継続者 2件）